

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第95号

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表北区役所の款中「北区役所」の右に「及び中京区役所」を加え、同款区民部の項中「管理係長」を削り、同表上京区役所、中京区役所及び西京区役所の款中「、中京区役所」を削り、同款区民部の項中「管理係長」を削り、同表左京区役所の款区民部の項中「管理係長」を削り、同表東山区役所の款区民部の項中「管理係長」を「市民税係長」に改め、同表山科区役所、南区役所及び右京区役所の款区民部の項中「管理係長」を削り、同款福祉部の項中「保護第五係長」を「保護第五係長 保護第六係長」に改め、同表下京区役所の款区民部の項中「管理係長」を削り、同表伏見区役所の款区民部の項中「管理係長」を削り、同款福祉部の項中「保護第六係長」を「保護第六係長 保護第七係長」に改める。

第4条第2項第1号中「第6条区民部の款総務課の項第17号」を「第6条区民部の款総務課の項第16号」に改める。

第6条区民部の款総務課の項中第16号を削り、第17号を第16号とし、第18号を第17号とし、同款市民窓口課の項第13号を削り、同款市民税課の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同款福祉部の款福祉介護課の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号から第14号までを2号ずつ繰り上げ、同項第15号中「、京都市母子家庭等医療費支給条例及び京都市子ども医療費支給条例」を「及び京都市母子家庭等医療費支給条例」に改め、同号を同項第13号とし、同項第16号を同項第14号とし、同号の次に次の2号を加える。

(15) 児童手当及び子ども手当に関する認定の請求、届出その他の手続の受付に関すること。ただし、本市の職員に係るもの除く。

(16) 京都市子ども医療費支給条例による医療費に関する申請、届出その他の手続の受付に関すること。

第6条福祉部の款福祉介護課の項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、

同号の前に次の 1 号を加える。

(17) 高校生等に対する学用品購入等の助成金及び入学支度金に関する申請、届出その他  
の手続の受付に関すること。

#### 附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)